

イベント開催時のチェックリスト

【第5版（令和4年7月版）】

開催概要

本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。

イベント名

親子で楽しむにんぎょうげきフェスティバル2022inさかい
詳細：[堺市立東文化会館HP](#)

出演者・チーム等

影絵人形劇団むむのこ、人形劇団たくたく堂、ヨシダ人形劇、サークルぽっぽ、人形劇団ダブダブ、パペットシアターらせんくらぶ
(書ききれない場合は別途一覧を掲示すること)

開催日時

令和 4年 7月 31日 10時 15分 ~ 14時 05分

開催会場

堺市立東文化会館 フラットホール、リハーサル室、ギャラリー

会場所在地

堺市東区北野田1084-136

主催者

堺市立東文化会館
(指定管理者：公益財団法人堺市文化振興財団)

主催者所在地

堺市東区北野田1084-136

主催者連絡先

(電話番号)

072-230-0134

(メールアドレス)

east@sakai-bunshin.com

収容率(上限)



100% (※)
(大声なし)



人と人が触れ合わない
程度の間隔



50% (※)
(大声あり)



十分な人と人との間隔
(できるだけ2m、最低1m)

収容人数



収容定員あり

150人



収容定員なし

参加人数

約100人

その他特記事項

国の事務連絡や各都道府県の対応指針を前提とし、地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間、想定される観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演であるので、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数とした。客席の最前列席は舞台上の発声等を伴う出演者から最低でも水平距離で2m以上の距離を取ることとしている。(劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版より)

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

感染防止策チェックリスト

【第5版（令和4年7月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底

【大声なしの場合】



飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用（※1）や大声（※2）を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。

（※1）マスクの着用については、厚生労働省HP「[国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）](#)」参照。

（※2）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。

なお、屋外で以下のいずれかに該当する場合、マスク着用は必須ではありません。（※大声なしの場合に限る）



身体的距離（2m以上を目安）を確保できる場合。



会話をほとんど行わない場合（人と人とが触れ合わない程度の間隔は最低限確保すること）。

（注1）スポーツイベント等で得点が入った時に一時的に歓声上がる場合等は、「会話をほとんど行わない場合」には含まれません。

（注2）熱中症リスクが高くなる時期において、上記2点のいずれかを満たす場合にはマスクを外していただくことを推奨。

【大声ありの場合】

「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。（※大声ありの場合、適切なマスクの正しい着用を徹底）

② 手洗、手指・施設消毒の徹底



こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。）。



主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。

③ 換気の徹底



法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上等）の徹底。

④ 来場者間の密集回避



入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。



休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築。



大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保

感染防止策チェックリスト

【第5版（令和4年7月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

⑤ 飲食の制限



飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底。



飲食中以外のマスク着用の推奨。



長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。



飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止策を講じる。



大阪府の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討。）。

※イベント開催時における大阪府の要請内容については、HP等で確認してください。

⑥ 出演者等の感染対策



有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。



練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。



出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く。）。

⑦ 参加者の把握・管理等



チケット購入時又は入場時の連絡先確認やCOCOAや大阪コロナ追跡システム等を活用した参加者の把握。



入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。



時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。